

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業の緊急防災工事計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、同計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第87条の4第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に静岡県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、静岡県を被告として、計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に取消しの訴えを提起することができる。

令和7年4月11日

静岡県知事 鈴木康友

| 関係市町名<br>事業名<br>地区名                                   | 縦 覧 場 所  | 縦 覧 期 間                       |
|---|--|-------------------------------|
| 牧之原市<br>農村地域防災減災事業<br>(防災重点農業用ため池緊急整備事業)<br>ため池群萩間川2期 | 志太榛原農林事務所<br>及び<br>静岡県志太榛原農林<br>事務所<br>ホームページ※ | 令和7年4月11日から<br><br>令和7年5月1日まで |

※ 静岡県志太榛原農林事務所ホームページ

(<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/norinjimusho/shidahaibaranorin/index.html>)